

第10章 災害復旧計画

災害復旧の計画は、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧を、単なる原形復旧に止めず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備えるものとし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 計画の種類

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 港湾
- ク 漁港
- ケ 下水道
- コ 公園

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上・下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

3 応急金融対策

災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画第5章第31節「災害応急金融計画」に定めるところによるものとするほか、主なものは次のとおりとする。

(1) 生活確保資金融資

ア 正業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。

(ア) 救助法による正業に必要な資金

(イ) 生活福祉資金の災害援護資金

(ウ) 母子福祉資金

(エ) 国民金融公庫資金

イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、若しくは破損等のために住居することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造するための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

(ア) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金

(イ) 母子福祉資金の住宅資金

(2) 農林漁業応急融資

農林漁業経営者の維持安定を図るため、次のとおり融資制度の導入に努めるものとする。

ア 天災融資制度

天災による被害農林漁業者等に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」(昭和30年法律136号)による資金の融資

イ 農林漁業金融公庫資金制度

(3) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた対象世帯に対し、生活必需品等の購入資金として被災者生活再建支援金の支給に努めるものとする。

(4) 市の制度

ア 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年10月16日条例第31号)に基づく次の資金の導入に努めるものとする。

(ア) 災害弔慰金

(イ) 災害障害見舞金

(ウ) 災害援護資金

4 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において国及び道がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

5 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。